

アカデミック・ハラスメントとは



◎アカデミック・ハラスメント	
教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいいます。	
具体例	(良好な環境における教育・研究・修学の侵害)
	○正当な理由がなく、 ・教育，研究上の指導をしない。 ・文献，図書や機器類，試薬類を使わせない。 ・必要な出張や物品購入を承認しない。 ○本人の希望に反する学習，研究テーマ等を十分な説明をせず，押し付ける。
	○学校の経費から支出すべき費用などを不当に教職員，学生に負担させる。
	○研究データのねつ造，改ざんを要求する。
具体例	○論文の内容などについて，共著者の了承を得ずに投稿する。
	○学生の未公刊論文の内容を指導教員が無断で引用する。
	○プライベートな行動に付き合うことや送り迎えを強要する。
	(不当な評価や待遇)
具体例	○単位の不認定理由を明らかにしない。
	○成績評価を恣意的に行い，故意に留年させる。
	○正当な理由がなく、 ・就職や大学の進学に必要な推薦書等を書かない。 ・就職活動を禁止又は妨害する。
	(身体又は精神的な侵害)
具体例	○学生の論文原稿や部下の業務書類などを破ったり，ゴミ箱に捨てたり，正当な理由がなく受け取りを拒否する。
	○些細なミスを大声で叱責したり，あえて人前でなじったりする。
	○プライベートな事柄をしつこく聞き，強引に勝手なアドバイスをする。
対策	・ハラスメントが教育を受ける権利や研究する権利，良好な環境で就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識しましょう。 ・指導のあり方には様々な方法があり，また指導を受ける側の感じ方も個人差がありますので，常に指導する者とされる者の適切なコミュニケーションが成立していることが必要です。